

第 22 回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年4月25日（月）午後1時30分から午後2時44分

2. 開催場所 砂川市役所 2階 中会議室

3. 出席委員（12人）

会長	13番	関尾	一史		
会長職務代理者	1番	前谷	篤		
委員	2番	角丸	章	3番	猿渡 万里子
	4番	大原	睦生	5番	片桐 幸示
	6番	渡邊	勝郎	7番	渡部 延三
	8番	井上	善博	9番	竹田 安宏
	11番	谷口	秀夫	12番	菊地 匡

4. 欠席委員（1人） 10番 高橋 宏吉

5. 議事日程

報告第1号	砂川市農業委員会申請書等の押印の省略に関する規則の制定について
報告第2号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第3号	農業者年金に関する申請について
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
報告第5号	農地所有適格法人の要件確認について
議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第2号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第3号	現況証明願について
その他	

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	中村 一久
事務局次長	野田 勉
事務局主幹兼事務係長	篠崎 強
事務局事務係主事	本間 龍太

7. 会議の概要

事務局次長 皆様、お疲れ様です。定刻となりましたので、これより第22回砂川市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

関尾会長 <開会挨拶>

本日の総会にあたり、初めに、欠席委員を報告します。高橋宏吉委員より欠席の申出がありました。

次に、本日の議事録署名委員は、5番の片桐幸示委員と6番の渡邊勝郎委員です。よろしくお願いいたします。

それでは早速、議事に入ります。

報告第1号「砂川市農業委員会申請書等の押印の省略に関する規則の制定について」事務局より説明願います。

事務局 それでは、報告第1号をご説明いたします。「砂川市農業委員会申請書等の押印の省略に関する規則」を定めたことをご報告するものです。ご承知のとおり、現在、国・地方全体で押印の省略に取り組んでいますが、砂川市農業委員会においても、押印を省略して市民の負担を軽減するために、別紙1のとおり規則を制定いたしました。

別紙1をご覧くださいますと、規則の本文は「砂川市農業委員会に提出する申請書等への押印の省略に関しては、砂川市申請書等の押印の省略に関する規則の例による。」というもので、簡潔に言えば砂川市に倣うとの内容です。

では、砂川市の対応ですが、別紙2が砂川市の規則で、詳しくは後程お読みいただくとして大まかにご説明します。この規則の趣旨はできるだけ押印を省略することにあります。実は農業委員会の書類はあまり多く省略することができません。と言いますのも、この規則の第5条に適用除外、つまり押印を省略できない場合が箇条書きとなっております。①には法令や国などが押印を義務付けているもの、とありますが、農業委員会は農地の権利移動という農業者の財産を扱いますので、例えば登記に係る書類など、国は押印を省略できないとしています。また、②には契約書という文言がありますが、例えば農用地利用集積計画は契約書の役割もありますので、これも引き続き押印が必要です。その他にも③請求書と書かれていますが、皆さんには総会ごとに印鑑をお持ちいただいて出席確認の押印をいただいておりますが、これは費用弁償の請求の意味も持ちますので省略できません。

では逆に省略できる書類は、例えば、農地法3条や5条の申請書は国も省略するとしていますし、許可書を交付した際に以前は受け取りの押印をいただいていたのですが、これは記名いただくことで押印を省略します。

このように、1つ1つの書類について、今後、押印が必要か否か確認したい場合は、事務局にお尋ねいただきたいと思います。以上です。

会長 只今、報告第1号について説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは本件を承認することといたします。

続きまして、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」事務局より説明願います。

事務局 では、報告第2号をご説明いたします。

それでは、報告第2号をご説明いたします。これは、農地の相続を報告する

もので、今回は2件ございます。

1件目は、届出者が[]、土地の所在は東1条北12丁目541番1、地目は公簿・現況とも畑、面積2,149㎡、以下、記載のとおり合計3筆で4,105㎡、令和2年6月10日、相続により所有権を取得、4月6日に届出を受理して、同日、受理通知を交付、あっせんの希望はなし、既に専決処分としています。図面は第1号図に示しています。この案件は、[]が亡くなられたことに伴い、息子さんである[]へ相続されたものですが、実は共有名義となっております。備考欄に記載のとおり、[]の持分6分の3の全部を、持ち分6分の2の[]へ相続しましたので、[]の持分は6分の5となりました。

次に2件目は、届出者が[]、土地の所在は宮城の沢9番1、地目は公簿・現況とも田、面積17,399㎡、以下、記載のとおり合計5筆で18,673㎡、平成30年9月8日、相続により所有権を取得、4月7日に届出を受理して、同日、受理通知を交付、あっせんの希望はなし、既に専決処分としています。図面は第2号図に示しています。この案件は、[]が平成30年に亡くなられた後、相続の手続きが行われていませんでしたが、昨年末に貸していた農地の賃貸借期間が終了して、相続の手続きを勧めていたところ、この度、娘さんである[]への相続手続きが完了したものです。

以上、報告第2号の説明といたします。

只今、報告第2号について説明がありましたが、ご質問等ございませんか。なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは本件を承認することといたします。

続きまして、報告第3号「農業者年金に関する申請について」事務局より説明願います。

では、報告第3号をご説明いたします。

農業者年金政策支援加入申込が2件ございました。

1番は、[]、2番は、[]の配偶者である[]、両名とも3月18日に申出されました。農業者年金本体に加入し、併せて政策支援の加入も申し込むものです。これまでの担当委員の勧めもあり、新規の加入に至りました。

この案件は既に専決処分としましたことをご報告いたします。以上です。

只今、報告第3号について説明がありましたが、ご質問等ございませんか。なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは本件を承認することといたします。

続きまして、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局より説明願います。

では、報告第4号をご説明いたします。

では報告第4号をご説明します。賃貸借の合意解約が2件ございました。まずは内容を読み上げます。

1番の貸主は[]、借主は[]、土地の表示は北光429番1、地目は公簿・現況とも田、面積7,538㎡、以下、記載のとおり合計10筆で32,457.44㎡です。契

会長
全員
会長
全員
会長

事務局

会長
全員
会長
全員
会長

事務局

約の内容は、農用地利用集積計画による賃貸借を設定していたもので、期間は令和2年1月27日から令和4年12月31日までの約3年間、合意が成立した日は4月13日、土地の引渡しの時期は本日です。

次の頁に進みまして2番は、貸主が[]、借主は1番と同じく、[]、土地の表示は北光379番1、地目は公簿・現況とも田、面積8,152㎡、以下、記載のとおり合計5筆で45,203㎡、契約の内容は、農用地利用集積計画による賃貸借、期間は令和2年1月27日から令和6年12月31日までの約5年間、合意が成立した日は4月13日、土地の引渡しの時期は本日です。

さて、この両案件の合意解約に至った経過ですが、借主の[]が昨年から体調を崩して、医師からも農作業は控えるように言い渡されたことを理由に解約したいとの申し出がありました。その後、地域で調整されまして、新たな受け手がこの農地を借りる目途が立ちましたので、正式に合意解約の通知がなされたものです。新たな受け手との契約は、議案第2号でご提案いたします。

以上、報告第4号のご説明とします。よろしくお願いいたします。

会長

只今、報告第4号について説明がありました。ここで一旦休憩とします。

<休憩>

会長

休憩中の会議を再開します。只今の報告第4号について、ご質問等ございませんか。

全員

なし。

会長

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

全員

異議なし。

会長

それでは本件を承認することといたします。

続きまして、報告第5号「農地所有適格法人の要件確認について」事務局より説明願います。

事務局

では、報告第5号をご説明いたします。

今回は4件の報告がありました。

1件目は「[]」です。別添1の「農地所有適格法人要件確認書」をご覧くださいと思います。順に見ていきますと、経営面積は田2.85haと畑0.31ha、法人形態は合同会社、事業の種類は、農産物の生産と損害保険も扱うことになっています。次の売上高は全て農業によるものですので、過半要件を満たしております。さらに、次の構成員数は3人のうち2人が農業常時従事者、裏面の業務執行役員数も3人のうち2人が常時従事していますので、両方とも過半要件を満たしています。以上のとおり、「[]」は農地所有適格法人の要件を全て満たしております。

次に、別添2は「[]」ですが、法人形態は特例有限会社、事業の種類と売上高は全て農業と関連事業、構成員は全員が農業の常時従事者、裏面の業務執行役員も全員が農業の常時従事者であり、全ての要件を満たしております。

次に、別添3は「[]」です。法人形態は合同会社、事業の種類と売上高は全て農業と関連事業、構成員は全員が農業の常時従事者、業務執行役員も全員が農業の常時従事者であり、全ての要件を満たしております。

最後に、別添4は「[]」です。法人形態は株式会社、事業の種類と売上高は全て農業、構成員は全員が農業の常時従事者、業務執行役員も全員が農業の常時従事者であり、全ての要件を満たしております。

以上、4件とも農地所有適格法人の要件を全て満たしていることをご報告させていただきます。よろしくお願ひします。

会長
大原委員

只今、報告第5号について説明がありましたが、ご質問等ございませぬか。教えてほしいのですけれども、別添2と別添3の記載年月日が去年と同じになっているのは、こういうものですか。

事務局

大変申し訳ございませぬ。これは誤りです。正しい記載年月日は、次回の総会でご報告させていただきたいと思ひます。

会長
大原委員

次回の総会で報告ということによろしいですか。

会長

はい。

全員

その他、質問等ございませぬか。

会長

なし。

全員

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

会長

異議なし。

それでは本件を承認することといたします。

続きまして、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より説明願ひます。

事務局

では、ご説明いたします。今回は2件ございませぬ。

まず1番は、第3種農地を転用して駐車スペースなどにするものです。土地所有者・譲渡人は、

、転用計画者・譲受人は、
、土地の表示は、空知太西1条3丁目139番29、地目は公簿が田で現況が畑、面積357㎡の1筆です。転用の目的は、駐車スペースと雪の堆積場を作るためであり、農地の区分は、砂川市都市計画において準工業地域として用途指定されていますので第3種農地、図面は第3号図のとおり、法律関係は売買です。転用計画の内容ですが、転用期間は6月5日から永年、資金計画は事業費約158万円の全額を預金で対応することとしています。この案件に関する農地法第5条の審査は、別添5にまとめているとおりです。最後の頁、総合判断の欄に記載していますが、本案件は、立地基準において原則として転用が許可される第3種農地であり、また、一般基準においても特に問題はありませんので、許可相当と認められます。

次に2番は、砂利採取を目的とした農地の一時転用の案件でございませぬ。

土地所有者・貸主は、
住所の読み上げは省略しますが、

の5人、転用計画者・借主は、
、土地の表示は、空知太80番1、地目は公簿・現況とも畑、面積5,884㎡、以下、記載のとおり合計8筆の21,719㎡です。転用目的は、耕地改良に伴う砂利採取、農地の区分は、農振・農用地の区域内で都市計画区域外です。図面は第4号図のとおり、法律関係は使用貸借です。さらに詳細をご説明しますと、
は、この地域で今後3年間、砂利採取を計画しておりまして、今回の申請は今年7月から来年6月までの1年間でございませぬ。また、図面、第4号図を見ますと、南側に83番2、85番、88番1の内地番で細長い区域がありますが、これは砂利を運搬するダンプカーの通り道として転用する計画でございませぬ。なお、資金計画は事業費約6,650万円に対して、全額、自己資金を充てることにしています。次に、本案件に関する農地法第5条の審査についてですが、別添6の1頁から4頁に示しているとおりで、特に4頁の最後の総合意見の欄をご覧いただきたいと思ひます。申請地は農地転用が原則不許可とされる農用地区域内の

農地ではありますが、砂利採取を目的とする一時転用を行う場合の例外許可の要件を満たしていますので、本案件は許可できると考えます。また、この他、一般基準や添付書類においても、特に問題がありませんので、総合意見として、許可はやむを得ないものと認められます。

以上、議案第1号の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

只今、議案第1号の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。
なし。

質問・意見がないようですので、本件を許可することとしてよろしいですか。
異議なし。

それでは、異議なしと認め、本件を許可することといたします。

続きまして、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」まず1番と2番を審議します。この2件は[]の親族が受け手となっていますので、農業委員会法第31条に規定する議事参与の制限により、[]には審議終了までご退席をお願いします。審議後は、ご着席くださいますようあわせてお願ひいたします。

< [] 退席 >

それでは、事務局より説明願ひます。

では、1番と2番をご説明いたします。

まずは内容を読み上げます。1番、計画番号は令和4年度使第1号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員の菊地匡さん、出し手・貸主は、[]、受け手・借主は[]、農地の所在等は北光429番1、地目は公簿・現況とも田、面積7,538㎡、以下、記載のとおり合計10筆、32,457.44㎡、対価は無償、期間は本日から令和4年12月31日までの9か月、法律関係は使用貸借、図面は第5号図、この案件の要件確認は、別添7の調査書のとおり全て要件を満たしているため、決定できる案件です。

次に2番、計画番号は令和4年度貸第1号、公告予定年月日は本日、申出者は1番と同じく菊地匡さん、出し手・貸主は、[]、受け手・借主は1番と同じく[]、農地の所在等は北光379番1、地目は公簿・現況とも田、面積8,152㎡、以下、記載のとおり合計5筆、45,203㎡、対価は調整のもと双方の話し合いにより年額126,000円、これは水張面積に下田の単価6,000円を乗じた額、支払期限等は11月末までに指定口座に振り込むこと、期間は本日から令和4年12月31日までの9か月、法律関係は賃貸借、図面は第6号図・7号図、要件確認は、別添8のとおり全て要件を満たしているため、決定できる案件です。

この1番・2番の農地は、先程申し上げましたとおり、[]に賃貸借されていましたが、合意解約されて、新たな受け手として地域で調整された結果、前谷拓さんが借りることになったものです。

以上、1番と2番の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

只今、議案第2号の1番と2番の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。

なし。

質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

異議なし。

それでは、異議なしと認め、本件を決定することといたします。

それでは、ここで[]に着席していただきます。

< [] 着席 >

会長
全員
会長
全員
会長
会長

事務局

会長
全員
会長
全員
会長

事務局

それでは、続きまして、議案第2号の3番と4番を事務局より説明願います。
では、3番と4番をご説明いたします。

まず3番は、計画番号が令和4年度貸第2号、公告予定年月日は本日、申出者は北光袋地地区農用地利用改善組合、組合長、湯谷美雄さん、出し手・貸主は、
、受け手・借主は、
、農地の所在等は北光179番、地目は公簿が田で現況が畑、面積3,388㎡、以下、記載のとおり合計2筆、9,136㎡、対価は改善組合が調整のもと双方の話し合いにより年額128,000円、これは地積に参考賃借料・玉葱畑の単価14,000円を乗じた額、支払期限等は11月末までに指定口座に振り込むこと、期間は本日から令和6年12月31日までの2年9か月、法律関係は賃貸借、図面は第8号図、要件確認は別添9の調査書のとおり全て要件を満たしているため、決定できる案件です。この案件は、再契約の案件で、これまでは出し手が
の名義となっていました。が、昨年末に
から
へ土地の相続手続きが完了しましたので、今回は
から
への賃貸借となったものです。

次に4番です。計画番号は令和4年度所第1号、公告予定年月日は本日、本件は農地保有合理化事業によるものです。出し手・譲渡人は
、受け手・譲受人は
、農地の所在は、東豊沼32番2、地目は公簿・現況とも田、面積3,845㎡、以下、記載のとおり合計15筆、30,830.77㎡です。対価は10年前に公社に売買された時と同額の5,611,000円、これは地積に田の部分は単価211,500円、畑の部分は73,500円を乗じたもので、対価の支払い方法等は8月31日までに指定口座に振り込むこと、所有権移転の時期、及び、引渡しの時期は対価の支払日、当事者間の法律関係は売買、図面は第9号図、要件確認は別添10のとおり必要な要件の全てを満たしていますので、決定できる案件です。では、この売買に至った経過ですが、10年前の平成24年に、当時の農地所有者であった
から
にこの土地が売買されまして、その後、
から受け手である
に10年間賃貸借されてきたものです。当時の保有合理化事業は10年間を選択することもできました。そしてこの度、
から
に売買されるものです。保有合理化事業の流れでは、
から受け手へ売買するという最終的な手続きとなります。

以上、3番と4番の説明とさせていただきます。よろしく願います。

只今、議案第2号の3番と4番の説明がありました。ご質問・ご意見等ございませんか。

なし。

質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

異議なし。

それでは、異議なしと認め、本件を決定することといたします。

続きまして、議案第3号「現況証明願について」事務局より説明願います。
ではご説明いたします。1件のみでございます。

願出者および土地所有者は、
、土地の表示は一の沢34番7、地目は公簿で畑となっており、面積は408.79㎡、以下、記載のとおり合計2筆、684.30㎡、申請目的は地目変更登記のため、調査の有無は4月12日に関係委員に確認をお願いしており、図面は第10号図に示しています。この土地の状況をご説明しますと、現在、
が建っている土地には、かつて願出者のお父さんにあたる、

会長

全員

会長

全員

会長

事務局

の自宅がありましたが、その頃から、34番7の方は物置と庭木があり、34番8の方は通路や車庫として利用されてきました。このように、いずれも相当以前から農地ではありませんが、登記地目が「畑」となっておりますので、この度、地目変更登記のため現況証明願が出されたものです。以上です。

- 会長 只今、議案第3号の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。
全員 なし。
会長 質問・意見がないようですので、本件を証明してよろしいですか。
全員 異議なし。
会長 それでは、異議なしと認め、本件を証明することといたします。
本日の議題は以上ですが、全体を通して委員皆様から何かございませんか。
谷口委員 先程の農地所有適格法人の関係で、「」はどういうことで経営しているのだろうか。売上も少ないし。
事務局 「」さんがどういう経緯でこの法人を立ち上げたか、当時のことは承知していないのですが、毎年、この程度の売り上げがあります。
谷口委員 この法人の構成員の1人が土地を貸しているんですよ。個人として土地を貸しながら、法人として耕作する、そんなんのいいんでしょうかね。
事務局 要件を満たしているので、ダメではないです。
会長 「」ができた当時から、農業委員会では注意して見ていきましょうね、としていました。これまで、耕作はしていますので、問題ないということですね。
谷口委員 はい。分かりました。
会長 その他、皆様から何かございませんか。
全員 なし。
会長 特に無いようですので、続いて、「その他」に入ります。事務局より説明願います。

- 事務局
1. 議会関連報告（事務局長）
 2. 令和4年度空知農業委員会連合会第1回役員会・通常総会（事務局長）
 - ・日 時 4月7日（木）
 - ・場 所 岩見沢平安閣（岩見沢市）
 - ・出席者 関尾会長・中村事務局長
 3. 農業委員会による最適化活動の推進（事務局）
 - ・5月中旬 検討委員会を開催して協議
(検討委員：会長、会長職務代理者、議席番号6～9番の委員)
 - ・5月25日 第23回定例総会において審議
 4. 令和4年4月以降の活動記録簿（事務局）
 - ・「2022年農業委員会活動記録セット」を配布します。
 - ・活動記録簿の書き方は別添11、記載例は別添12のとおりです。
 - ・4月分は旧様式で提出してください。事務局で新様式に転記します。
 5. 地域おこし協力隊の活動状況（事務局）
 - (1) 「」

令和2年8月より活動を始めました。今年度もブドウづくり、ワイナリーでの研修などを行い、将来的にはワイナリーの経営をめざしています。

(2) [REDACTED]

令和3年4月1日よりブドウづくりなどの農作業支援を行ってききましたが、フランスへ語学留学することになり、3月末をもって退任しました。

(3) [REDACTED]

令和4年4月1日より活動を始めました。市内農業者のもとで農作業支援を行い、きゅうりの生産農家をめざします。道央農業振興公社で農業実習を行った経験を持っています。

6. 協議会報告（協議会長）

会長
全員
会長

只今の説明について、ご質問等ございませんか。

なし。

それでは、特にないようですので、次回総会の日程を確認したいと思います。次回は5月25日、水曜日、時間は午後1時半からです。よろしくお願いいたします。

それでは、最後に一言ご挨拶申し上げて閉会したいと存じます。

<会長挨拶>

以上で本定例総会を閉会します。お疲れ様でした。

会 長

署名委員

署名委員